

名張市災害時要援護者支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者、高齢者等が、災害時等における支援を地域の中で受けられることのできるための制度（以下「災害時要援護者支援制度」という。）を整備することにより、災害に備えた地域の協力体制づくりを進め、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害時要援護対象者)

第2条 この要綱において災害時要援護対象者（以下「対象者」という。）とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者手帳肢体不自由1級若しくは2級、視覚障害1級若しくは2級又は聴覚障害2級を所持する者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (3) 療育手帳Aを所持する者
- (4) 介護保険要介護3から5までの認定を受けている者
- (5) 70歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者

(災害時要援護者の登録)

第3条 対象者のうち、災害時等において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことに困難を伴うことが予想され、かつ、家族等の援護が望めない者で、災害時要援護者支援制度による地域における支援を希望する者は、災害時要援護者登録申請書兼個人情報提供同意書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、市長に提出する。

2 障害等により、前項の規定による申請が困難な場合は、親族等による代理記載により申請を行うことができる。

(登録の手続きと情報の共有)

第4条 市長は、対象者に災害時要援護者支援制度の説明を行い、前条第1項の申請書の提出があった者については災害時要援護者（以下「要援護者」という。）として登録を行い、災害時要援護者同意者リスト（以下「同意者リスト」という。）を作成する。

2 同意者リストを共有するものは、市にあっては、健康福祉政策室、地域包括支援センター、危機管理室、地域経営室及び消防救急室とし、地域にあっては、区長又は自治会長等、民生委員児童委員、地域づくり組織、自主防災組織、地区社会福祉協議会、消防団等（以下「地域関係者及び団体」という。）において地域の実情に応じ、共有の範囲を決める。

3 地域関係者及び団体は、同意者リストの提供を受ける場合は、取扱い及び守秘義務に関する規定を定めるものとする。

4 対象者のうち、要援護者の登録がない者（以下「未登録者」という。）の情報は、健康福祉政策室で管理する。

(個別台帳の作成及び保管)

第5条 地域関係者及び団体は、災害時等における支援の内容等を把握するために、同意者リストに基づき、要援護者への聴き取りなどを行い、要援護者ごとに台帳(以下「個別台帳」という。)の作成に努める。

2 地域関係者及び団体は、個別台帳の管理方法等を定め、保管するように努めなければならない。

(同意者リスト及び個別台帳の保管者の義務)

第6条 同意者リスト及び個別台帳(以下「個別台帳等」という。)を保管する者(以下「保管者」という。)は、次条各号に掲げる支援以外の目的で個別台帳等を使用してはならない。

2 保管者は、個別台帳等に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密事項について、他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

3 保管者は、個別台帳等を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

4 保管者は、個別台帳等を紛失したときは、市長に報告するとともに、要援護者に説明しなければならない。

(支援活動)

第7条 地域関係者及び団体は、要援護者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における安否確認、避難情報の提供、避難誘導、救出活動等

(2) 前号の活動を容易にするための日常生活での声かけ運動、相談活動等

(支援者の育成)

第8条 地域関係者及び団体は、災害時等において要援護者支援を迅速かつ的確に行うために、地域住民の中より要援護者を支援する者の育成に努めるものとする。

(登録の変更)

第9条 要援護者は、申請書の内容に変更が生じたときは、災害時要援護者登録(変更・取消)申請書(様式第2号)により、市長に提出するものとする。

2 市長は、未登録者に対し、災害時要援護者支援制度の説明を行い、要援護者の登録拡大に努めなければならない。

(制度の周知)

第10条 市長は、広報等を通じて、災害時要援護者支援制度の周知を図るものとする。

2 地域関係者及び団体は、前項の周知に協力するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。